

## 鳥取県商店街等新展開支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県商店街等新展開支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、ポストコロナを見据えて地域の商店街や商業・サービス業等が新たな需要を獲得していけるよう、デジタルツールを戦略的に活用するなど商店街組織等（鳥取県内にて商店街その他の商業の集積を構成する団体のうち商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する商店街組織、法人化されていない任意の商店街組織であって規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者又はこれらに類する組織をいう。以下同じ。）や複数の中小企業者等（鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当する個人事業主又は会社、同条第6項に定めるもの）が行う新たな時代のニーズに対応した地域の活性化や需要喚起に繋がる取組を支援し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により損なわれた地域活力の回復を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表第5欄に定める額を限度とし、当該額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (事業実施概要書等の提出及び審査)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による事業実施概要書を商工労働部長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 知事は、事業実施概要書の提出があったときは、審査会等に諮り、その意見をもとに採択の可否を決定するものとする。

3 前項の審査に当たっては、別に定める採択基準に基づき審査を行うものとする。

### (交付申請の時期等)

第5条 知事は、前条第2項の審査終了後、事業実施概要書を提出した者に対し、速やかに採択の可否を通知する。また、事業採択となった者（以下「事業採択者」という。）は採択の通知の日から2週間以内に規則第5条の申請書を提出するものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
  - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 補助事業に係る重要な変更
  - (2) 補助事業の中止及び廃止
  - (3) 補助対象経費の増額を伴うもの
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
  - 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

- 第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
  - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の支払い)

- 第9条 補助事業者への補助金の支払いは、規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定に基づき行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が希望する場合、知事は補助金の概算払を行うことができるものとし、その金額は、交付申請額の2分の1以内の額（千円未満切り捨て）とする。
  - 3 知事は、概算払による本補助金の支払いを行うときは、様式第9号によりあらかじめ通知するものとする。
  - 4 知事は、前項の規定による概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。
  - 5 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第7号の概算払請求書、様式第8号の経費支出計画書を知事に提出しなければならない。
  - 6 知事は、概算払の請求を受けたときは、その内容を審査し適切と認められる場合、概算払を行うことができる。

(財産の処分制限)

- 第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第 6 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

(収益納付)

第 11 条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から 30 日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第 12 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 3 日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
<p>ポストコロナを見据えて商店街や複数の事業者等が連携して行う地域の活性化や需要喚起を目的とする事業</p> <p>※他の県補助金の交付を受ける事業については対象外とする。</p>	<p>商店街組織等、中小企業者等</p>	<p>次に掲げる経費（販売のみに供する物品等の購入費及び原材料費を除く。） 謝金、旅費、会場費、借料、設営費、広報費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費（※）、外注費（※）、雑役務費、その他事業の実施に必要と認める経費</p> <p>※県内事業者が実施するものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。</p>	<p>3分の2</p>	<p>100万円</p>

様式第1号（第4条関係）

鳥取県商店街等新展開支援事業補助金 事業実施概要書

1 実施主体の概要

実施主体の区分	〔 商店街組織等 ・ 中小企業者等 〕 ※該当する区分を選択してください。 ※中小企業者等の場合は、複数（2者以上）の中小企業者等の連携した取組が対象事業となります。
名称（商店街名、事業者名等）	※中小企業者等の場合は申請主体となる中小企業者等1者を記載してください。連携先の中小企業者等の情報は「2 事業計画の概要」に記載してください。
所在地	〒
代表者 職・氏名	
担当者 連絡先	担当者 職・氏名： 電話番号： メールアドレス：

2 事業計画の概要

事業の名称	
事業実施期間	※イベント等の実施期間を記載してください。 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
事業実施場所	
新型コロナウイルス感染症拡大後に生じた課題・ニーズ	
事業の概要	※上記課題・ニーズへの対応として「どのような事業を」、「どのような目的で」、「誰を対象に」実施するのか記載してください。 ※中小企業者等が実施主体の場合は、他の中小企業者等との連携状況がわかるよう記載してください。
事業に期待する効果	
新規性、先駆性	1. 該当する区分を選択してください。 〔 新規事業 ・ 継続事業 〕  2. 継続事業の場合は新規性（これまでとの違い）を記載してください。継続事業は、これまで行ってきた事業との相違点（新規内容の要素や企画等）が事業内容に盛り込まれていないと申請できません。

	3. 新規・継続に関わらず先駆性のある取組の場合はその内容を記載してください。
新型コロナウイルス感染症感染防止対策	※「鳥取県版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例（ガイドライン）を作成し、徹底する内容となっているか」、「ガイドラインに加え、独自の感染対策を行っているか」記載してください。
他の補助金の活用の有無	〔 有 ・ 無 〕 ※該当する区分を選択してください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

### 3 収支予算書

#### (1) 収入の部（単位：円）

科目	金額	摘要
計		

(注) 収入の内容を具体的（手数料収入、市町村補助金等）に記載すること。

#### (2) 支出の部（単位：円）

科目	金額	摘要
計		

(注) 摘要欄には、積算等を明記すること。

#### (3) その他

補助対象経費	※「(2)支出の部」の合計額と同額を記載してください。 円
補助金申請希望額	※「補助対象経費×2/3」を記載してください。（千円未満切捨） 円

様式第2号（第5条、第7条関係）

実施計画（変更）書

1 実施主体の概要

実施主体の区分	[ 商店街組織 ・ 中小企業者等 ] ※該当する区分を選択してください。 ※中小企業者等の場合は、複数（2者以上）の中小企業者等の連携した取組が対象事業となります。
名称（商店街名、事業者名等）	※中小企業者等の場合は申請主体となる中小企業者等1者を記載してください。連携先の中小企業者等の情報は「2 事業計画の概要」に記載してください。
所在地	〒
代表者 職・氏名	
担当者 連絡先	担当者 職・氏名： 電話番号： メールアドレス：
消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 ※該当する区分に☑又は丸囲みをしてください。

2 事業計画及び収支計画

事業実施概要書（様式第1号）のとおり

様

職氏名

印

鳥取県商店街等新展開支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県商店街等新展開支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円  
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県商店街等新展開支援事業補助金（令和4年6月3日付第202200052607号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。



実施報告書

事業の名称	
事業実施期間	※イベント等の実施期間を記載してください。 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
事業実施場所	
事業の概要	※「どのような事業を」、「どのような目的で」、「誰を対象に」実施したのか記載してください。 ※中小企業者等が実施主体の場合は、他の中小企業者等との連携状況がわかるよう記載してください。
事業実施の結果と成果	
新型コロナウイルス感染症感染防止対策	
他の補助金の活用の有無	[ 有 ・ 無 ] ※該当する区分を選択してください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

(添付書類)

- ・ 領収書等
- ・ 実施状況がわかるもの（写真等）
- ・ 印刷物等の成果品がわかるもの（写し又は写真等）

収支決算書

1 収入の部（単位：円）

科目	金額	摘要
計		

（注）収入の内容を具体的（手数料収入、市町村補助金等）に記載すること。

2 支出の部（単位：円）

科目	金額	摘要
計		

（注）摘要欄には、積算等を明記すること。

鳥取県知事 平井 伸治 様

所在地  
名称  
代表者職氏名

鳥取県商店街等新展開支援事業仕入控除税額確定報告書

鳥取県商店街等新展開支援事業補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
  - (1) 補助金の確定額 金 円
  - (2) 補助対象経費の額 金 円
  
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）  
金 円
  
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額  
金 円
  
- 4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）  
 $(3 - 2) \times \frac{1 \text{の}(1)}{1 \text{の}(2)}$  金 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

鳥取県知事 平井 伸治 様

所在地  
 名称  
 代表者職氏名

鳥取県商店街等新展開支援事業補助金に係る概算払請求書

年 月 日付第 号により交付決定を受けた鳥取県商店街等新展開支援事業補助金について、鳥取県商店街等新展開支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付申請額	円
概算払希望額	円
支払希望時期	令和 年 月頃
概算払を希望する理由	
口座情報	銀行名： 支店名： 種別： 普通 ・ 当座 口座情報： (店番) _____ (口座番号) _____ 口座名義(フリガナ)： _____ ※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記載ください。 請求者と口座名義人が異なりますが、以下の者に受領を委任します。 受任者名・住所 _____
添付書類	・様式第8号 経費支出計画書

経費支出計画書

（単位：円）

事業区分・費目	内容	補助対象経費	補助金額	支出時期（年月）
合 計				

※交付決定を受けた収支予算書に沿って記載すること

※必要に応じて行を増やして使用すること

第 年 月 号  
年 月 日

様

職氏名 印

鳥取県商店街等新展開支援事業補助金概算払通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした本補助金について、下記のとおり概算払をします。鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号)第19条の規定により通知します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 概算払額  | 円 |
| 3 残 額   | 円 |